

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日とする)

目 次

◇規 則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則（農地経済課）

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則（会計課）

公布された規則のあらまし

◇鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

一 生産方式改善資金の資金種類の追加
生産方式改善資金として次のとおり資金を追加することとした。

資 金 種 類	標準事業費	償還期間	据置期間
1 バイオテクノロジー導入資金 知事が定める基準に基づき、農業者が、有害なウイルスに汚染さ	生産施設等一セ ットにつき 三百 五十万円	五年以 内	—

れていない苗を生産し、又は増殖するための技術を導入するのに必要な資金

増殖施設の面積
百平方メートルに
つき 四十六万六
千円

2 花き生産高度化資金

知事が定める基準に基づき、気象上の原因により花きの生育が阻害されることを防止し、又は花きの生育条件を総合的に調節し、及び管理する生産方式を導入するのに必要な資金

成育阻害防止施設の対象とする花きの作付け面積百平方メートルにつき 二十六万八千円

成育条件調節施設等の面積百平方メートルにつき 二百二十一万四千円

二 生産方式改善資金の資金種類等の整備

生産方式改善資金のうち次の資金の貸付要件等について整備することとした。

(1) 果樹栽培合理化資金

資金の貸付要件を果実の品質の改善等により、農業の総合的な改善を行う等のために必要な施設等に要する資金（現行果実の需給の動向に即してその栽培する果樹の品種の転換を行う場合に必要な資金）に改めること。

(2) 野菜生産高度化資金

五年以
内
—

七年以
内
一年以
内

資金の貸付対象からウイルスフリー苗の増殖に必要な施設を除くこと。

(3) 畜産振興資金

資金の貸付対象に乳牛の飼養管理方法の改善を図るために必要な施設等に要するものを追加すること。

三 その他

所要の規定の整備をすることとした。

四 施行期日等

- 1 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

一 手数料の金額を次のとおり引き上げることとした。

区 分	現 行		改 正 後
	現 行	改 正 後	
1 行政書士試験手数料	五千元	五千元	五千五百円
2 建築物清掃業者登録手数料	二万五千元	二万七千元	二万七千元
3 建築物空気環境測定業者登録手数料	二万五千元	二万七千元	二万七千元
4 建築物飲料水水質検査業者登録手数料	二万五千元	二万七千元	二万七千元
5 建築物飲料水貯水槽清掃業者登録手数料	二万五千元	二万七千元	二万七千元
6 建築物ねずみ昆虫等防除業者登録手数料	二万五千元	二万七千元	二万七千元
7 建築物環境衛生一般管理業者登録手数料	三万七千元	三万七千元	三万九千元

8 産業廃棄物処理業許可申請手数料	六万四千元	七万三千元
9 産業廃棄物処理業の変更許可申請手数料	六万円	六万七千元
10 衛生検査所登録申請手数料	六万二千元	六万三千元
11 衛生検査所登録証明書書換え交付手数料	五千六百元	六千三百円
12 衛生検査所登録証明書再交付手数料	五千六百元	六千三百円
13 衛生検査所登録変更申請手数料	四万三千元	四万七千元
14 家畜人工授精師免許申請手数料	千円	千二百円
15 家畜人工授精所開設許可申請手数料	三千五百円	四千元
16 家畜人工授精師免許証書換え交付手数料	九百円	千円
17 家畜人工授精師免許証再交付手数料	九百円	千円
18 卸売業許可証書換え交付手数料	七百元	八百円
19 卸売業許可証再交付手数料	千四百円	千六百円
20 営業所小売業許可申請手数料	一万円	一万三千元
21 営業所小売業許可証書換え交付手数料	七百元	八百円
22 営業所小売業許可証再交付手数料	千四百円	千六百円
23 販売所小売業許可申請手数料	五千五百円	六千五百円
24 販売所小売業許可証書換え交付手数料	七百元	八百円
25 販売所小売業許可証再交付手数料	千四百円	千六百円
26 特定米穀販売業許可申請手数料	一万円	一万二千元
27 特定米穀販売業許可証書換え交付手数料	七百元	八百円
28 特定米穀販売業許可証再交付手数料	千四百円	千六百円
29 生産事業者登録手数料	四千二百円	四千九百円

30	生産事業者講習手数料	六千四百円	八千円
31	生産事業者の登録証の書換え交付手数料	千八百円	二千三百円
32	生産事業者の登録証の再交付手数料	千五百円	千八百円
33	種苗証明申請手数料	二万三千円	二万七千円
1	種穂の場合の種一キログラム加算額	穂木一万本につき	三千九百円
		穂木一万本につき	四千五百円
2	苗木の場合の加算額	幼木以外苗木一	三千三百円
		万本につき証明に	三千四百円
34	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	幼木以外苗木一	二千七百円
		万本につき証明に	四千三百円
35	道路内における建築許可申請手数料	九万円	九万五千円
36	用途地域における建築等許可申請手数料	十万円	十二万円
37	特殊建築物等敷地許可申請手数料	十万円	十二万円
38	建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	十万円	十二万円
39	建築物の高さの許可申請手数料	十万円	十二万円
40	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	十万円	十二万円
41	敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの特例許可申請手数料	十万円	十二万円
42	再開発地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	十万円	十二万円
43	仮設建築物建築許可申請手数料	九万円	九万五千円

44	宅地建物取引主任者資格登録簿登録手数料	二万八千円	三万円
45	宅地建物取引主任者資格登録の移転申請手数料	五千五百円	六千円
46	宅地建物取引主任者証の交付申請手数料	二千五百円	三千円
47	宅地建物取引主任者証の有効期間の更新申請手数料	二千五百円	三千円

二 この規則は、平成二年三月一日から施行することとした。ただし、一の34から43までについては同年四月一日から、同44から47までについては同年九月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和六十年八月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の項の次に次の一項を加える。

<p>一の二 バイオテクノ ロジ導入資金 知 事が定める基準に基 づき、農業者が、有 害なウイルスに汚染 されていない苗(以 下この項において「 ウイルスフリー苗」 という。)を生産し、 又は増殖するための 技術を導入するのに 必要な資金</p>	<p>イ ウイルスフリー苗を生産するために必要な施設、機械又は資 材の購入又は設置に要する資金</p> <p>ロ ウイルスフリー苗を増殖するために必要な施設、機械又は資 材の購入又は設置に要する資金</p>	<p>一セットにつき 三百五十万円</p> <p>施設の面積百平 方メートルにつ き四十六万六千 円</p>	<p>五年以内</p> <p>五年以内</p>	<p> </p> <p> </p>
---	---	--	-------------------------	-------------------

別表第一第二号の項生産方式改善資金の欄中「必要な資金」を「必要な施設の設置に要する資金」に改め、同項標準事業費の欄中「この号の(二)のロの項からニの項まで」を「この項の(二)のロからニまで」に改める。

別表第一第五号の項生産方式改善資金の欄中「この号」を「この項」に改める。

別表第一第八号の項を次のように改める。

<p>八 果樹栽培合理化資 金 知事が定める基 準に基づき、果実の 品質の改善を図る生</p>	<p>イ 当該生産方式を導入 するために必要な施設、 機械又は資材の購入又 は設置に要する資金</p>	<p>(イ) 果実の品質 改善に係る資 金</p>	<p>(1) 保温施設を 設置しないも の</p>	<p>栽培面積十ア ー ルにつき四十万 九千円</p>	<p>七年以内</p>	<p>一年以内</p>
---	---	-----------------------------------	-----------------------------------	---	-------------	-------------

ホ 高接ぎを行うのに必要な資金	ニ 改植を行うのに必要な資金			
	(イ) 抜根・整地を伴う改植を行うのに必要な資金		(ロ) 抜根・整地を伴わない改植を行うのに必要な資金	
	(1) 支持施設を必要とするもの	(2) 支持施設を必要としないもの	(1) 支持施設を必要とするもの	(2) 支持施設を必要としないもの
	栽培面積十アールにつき百五十万円	二十万円	栽培面積十アールにつき七十三万二千元	栽培面積十アールにつき二十八万二千元
	十年以内	十年以内	十年以内	十年以内
三年以内	三年以内	三年以内	三年以内	

高接ぎに係る果樹の栽培面積十アールにつき七万五千元

別表第一第九号の項中「有害なウイルスに汚染されていない野菜の苗（以下「ウイルスフリー苗」という。）を増殖し」を削り、同項の(三)中「ウイルスフリー苗を増殖し、又は」を削り、

イ ウイルスフリー苗の増殖に必要な施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金	施設面積百平方メートルにつき四十六万六千円	五年以内	—
	作付面積十アールにつき五十万六千円	七年以内	一年

イ 野菜の種又は植付けから収穫までの一連の作業の省力化（定型的な条件で生産された苗を利用するものを除く。）に必要な施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金	作付面積十アールにつき五十万六千円	七年以内
	作付面積十アールにつき五万五千元	七年以内

内	内
一年以内	一年以内

に改め、同項の次に次の一項を加える。

九の二 花き生産高度化資金 知事が定める基準に基づき、気象上の原因により花きの生育が阻害されることを防止し、又は花きの生育条件を総合的に調節し、及び管理する生産方式を導入するのに必要な資金	(一) 花き品質向上資金 気象上の原因により花きの害されることを防止するために必要な施設、機械の購入又は設置に要する資金
	(二) 施設花き経営改善資金 花きの生育条件を総合し、及び管理するために必要な施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金

生育が阻 又は資材	施設の対象とす る花きの作付け 面積百平方メー トルにつき二十 六万八千円	五年以内	
的に調節 材の購入	施設の面積百平 方メートルにつ き二百二十一万 四千円	七年以内	一年以内

飼養管理方法の改善」を加え、同項中

別表第一第十号の項生産方式改善資金の欄中「向上」の下に「乳牛の

要 入 又	□ 肉用牛の飼養規模の 拡大又は飼養管理方法 の改善を図るために必 要な資金	(イ)
		(ロ)

肉用牛（繁殖牛）の購入に要す 資金	施設、機械 又は資材の購 入又は設置に する資金		
	(1) 繁殖牛に係 るもの	(2) 肥育牛に係 るもの	(3) 保育育成牛 に係るもの
	一頭につき二十 九万九千四百円	一頭につき二十 七万二千三百円	一頭につき三十 万七千円
	十年以内 三年以内	十年以内 三年以内	十年以内 三年以内

ロ 乳牛の飼養管理方法の改善を図るために必要な施設、機械又
は資材の購入又は設置に要する資金

要 入 又	ハ 肉用牛の飼養規模の 拡大又は飼養管理方法 の改善を図るために必 要な資金	(イ) 施設、機械 又は資材の購 入又は設置に 要する資金	(1) 繁殖牛に係 るもの
			(2) 肥育牛に係 るもの
			(3) 保育育成牛 に係るもの

を

一頭につき二十 万七千円	一頭につき二十 七万二千三百円	一頭につき二十 九万九千四百円	搾乳の用に供さ れている乳牛三 十頭につき九百 十八万円
十年以内	十年以内	十年以内	十年以内
三年以内	三年以内	三年以内	三年以内

に改める。

(四) 肉用牛の購 入に要する資 金		
(1) 繁殖牛に係 るもの	(2) 乳用種の肥 育牛に係るも の	(3) 乳用種以外 の肥育牛に係 るもの

一頭につき三十 六万三千円	一頭につき十八 万七千円	一頭につき三十 六万三千円
七年以内	五年以内	五年以内
三年以内	二年以内	二年以内

別表第十一号の項生産方式改善資金の欄中「前各号」を「前各項」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「五千円」を「五千五百円」に改め、同表第三十八号の三から第三十八号の七までの規定中「二万五千円」を「二万七千円」に改め、同表第三十八号の八中「三万七千円」を「三万九千円」に改め、同表第七十九号中「六万四千円」を「七万三千円」に改め、同表第八十号中「六万円」を「六万七千円」に改め、同表第九十五号の二中「六万二千元」を「六万三千元」に改め、同表第九十五号の三及び第九十五号の四中「五千六百元」を「六千三百円」に改め、同表第九十五号の五中「四万三千元」を「四万七千円」に改め、同表第四百一十一号の四中「千円」を「千二百円」に改め、同表第四百一十一号の五中「三千五百円」を「四千円」に改め、同表第四百一十一号の六及び第四百一十一号の七中「九百円」を「千円」に改め、同表第四百五十五号中「七百元」を「八百円」に改め、同表第四百五十六号中「千四百円」を「千六百元」に改め、同表第四百五十七号中「一万円」を「一万三千元」に改め、同表第四百五十八号中「七百元」を「八百円」に改め、同表第四百五十九号中「千四百円」を「千六百元」に改め、同表第六十号中「五千五百円」を「六千五百円」に改め、同表第六十一号中「七百元」を「八百円」に改め、同表第六十二号中「千四百円」を「千六百元」に改め、同表第六十二号の三中「七百元」を「八百円」に改め、同表第六十三号中「千四百円」を「千六百元」に改め、同表第六十三号の五中「四

千二百円」を「四千九百元」に改め、同表第六十三号の六中「六千四百円」を「八千円」に改め、同表第六十三号の七中「千八百円」を「二千三百円」に改め、同表第六十三号の八中「千五百円」を「千八百円」に改め、同表第六十三号の九中「二万三千元」を「二万七千元」に、「三千九百元」を「四千五百円」に、「三千三百円」を「三千八百円」に、「二千四百円」を「二千七百円」に、「三千八百円」を「四千三百円」に改め、同表第八十八号の二中「九万円」を「九万五千元」に改め、同表第八十九号から第九十三号の四までの規定中「十万円」を「十二万円」に改め、同表第九十三号の五中「九万円」を「九万五千元」に改め、同表第九十四号の三中「二万八千元」を「三万円」に改め、同表第九十四号の四中「五千五百円」を「六千元」に改め、同表第九十四号の五及び第九十四号の六中「二千五百円」を「三千元」に改める。

附 則

この規則は、平成二年三月一日から施行する。ただし、別表第八十八号の二から第九十三号の五までの改正規定は同年四月一日から、同表第九十四号の三から第九十四号の六までの改正規定は同年九月一日から施行する。